

## 【積立定期預金規定】

鹿児島信用金庫

### 1. 【預金契約の成立】

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

### 2. 【預入れの期限等】

(1)この預金は、通帳記載の満期日の3か月前までは自由に預入れができます。

(2)この預金の預入れは定額・ボーナス併用式の場合、1回1,000円以上、1,000円単位とし、自由式の場合、1円以上とし、1回ごとの積立金額は定めません。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。

(3)この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

### 3. 【預金の支払時期】

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

### 4. 【証券類の受入れ】

(1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

### 5. 【利息】

(1)この預金の利息は、当金庫所定の計算方法および当金庫の店頭に掲示する自由金利型定期預金(M型)または期日指定定期預金の利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年前の応当日を利息計算日と定め、その計算日において預入日からの期間が1年以上ある預入金額については、預入日におけるその期間に応じた当金庫の店頭に掲示する自由金利型定期預金(M型)利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日(すでに預入れられている金額については、変更日以後の利息計算日)から適用します。

(2)この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日における普通預金の利率によって計算します。

(3)この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、その利息は、預

入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの期間について、当金庫所定の計算方法での期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4)この預金の付利単位は1円とします。

#### 6. 【預金の解約、書替継続】

(1)この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2)この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

#### 7. 【届出事項の変更、通帳の再発行等】

(1)この通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2)この通帳または印章を失った場合のこの預金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### 8. 【規定の改定】

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3)前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

#### 9. 【規定の適用】

この規定に定めのない事項については「預金・積金共通規定」により取扱います。

以上

(2020年4月1日 現在)